

沿岸広域振興局長告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年1月23日

沿岸広域振興局長 小國大作

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373000355	有限会社あすなろ	有限会社あすなろ指定訪問 介護事業所	下閉伊郡山田町長崎四丁目 14番1号	令和8年2月1日